

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会
(生産性向上に向けた物流改善事業運営業務審査委員会) 設置運営要綱

(趣旨及び目的)

第1条 生産性向上に向けた物流改善事業運営業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルの企画提案、又は委託契約更新に対する審査等を行うため、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項に基づき生産性向上に向けた物流改善事業運営業務審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は委員5名で構成する。

2 委員は、前条に関する審議事項に関し、知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、任命した年度の6月30日までとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項について審議を行う。本業務に係る調達公告で示された評価項目に基づき、企画提案書を評価して最優秀提案者の決定及び企画提案者の順位付けを行う。

(委員長)

第4条 鳥取県商工労働部経済産業振興監を委員長とする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は鳥取県商工労働部経済産業振興監が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 最優秀提案者の決定は本業務に係る調達公告で示された評価項目による委員審査の合計点で決する。ただし、最高得点獲得者が複数いるときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、通商物流課において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この要項に定めのない事項については、鳥取県商工労働部経済産業振興監が別に定める。

附則

要綱は令和2年4月20日から施行する。